

## 交付要綱様式等

- 様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）
  - 別紙 1 実施計画書
  - 別紙 2 経費内訳
- 様式第 2 変更交付申請書（第 8 条関係）
- 様式第 3 交付決定通知書（第 9 条関係）
- 様式第 4 変更交付決定通知書（第 9 条関係）
- 様式第 5 計画変更承認申請書（第 10 条関係）
- 様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 10 条関係）
- 様式第 7 遅延報告書（第 10 条関係）
- 様式第 8 遂行状況報告書（第 10 条関係）
- 様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 10 条関係）
- 様式第 10 財産処分承認申請書（第 10 条関係）
- 様式第 11 完了実績報告書（第 14 条関係）
  - 別紙 経費実績
- 様式第 12 年度終了実績報告書（第 14 条関係）
  - 別紙 経費所要額実績
- 様式第 13 交付額確定通知書（第 15 条関係）
- 様式第 14 精算（概算）払請求書（第 16 条関係）

注 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度以降における各様式の名称を「令和〇〇※<sub>1</sub>年度（令和△△※<sub>2</sub>年度への繰越分）モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）」と変更して取り扱うこと。

※<sub>1</sub>〇〇は補助金交付年度、※<sub>2</sub>△△は当該年度

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
交付申請書

モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第5条  
第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費  
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 その他添付書類  
(1) 定款  
(2) 直近2年間の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算  
(3) 補助事業の実施体制を明らかにした書類

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。

## 実施計画書

事業実施代表者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業実施担当者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
経理責任者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業の主たる 実施場所		
事業の内容	* 間接補助事業の募集から間接補助金の支払までの事業の具体的な内容を記載する。	
事業実施のスケジュール	* 「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。	

## 経費内訳

(単位：円)

(1) 補助対象経費 の区分	(2) 補助事業に要 する経費	(3) 補助対象経費の額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合 計				

様式第2（第8条関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）について、下記のとおり交付申請を変更したいのでモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 国庫補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由  
（注）具体的に記載する。

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

- 2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあったモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

国土交通大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及びモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱（令和5年2月27日国官参物第370号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は交付決定の通知の日から10日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
変更交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあったモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）については、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱（令和5年2月27日国官参物第370号。以下「交付要綱」という。）第9条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

国土交通大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円				
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は交付決定の通知の日から10日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第8条第2項において準用する第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）の計画を下記のとおり変更したいので、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第 10 条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注 1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第10条関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第10条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）の遅延について、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第10条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を記載すること。

様式第 8 (第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業)  
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) の遂行状況について、モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) 交付要綱第 10 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
事業費			
事務費			
合 計			

※様式第 8 は参考書式であり、補助事業者は第 10 条第六号による報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）について、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱第10条第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（第15条第1項による額の確定額）

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業)  
完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) を完了 (中止・廃止) しましたので、モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) 交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円 (令和 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況  
(1) 補助事業の内容  
  
(2) 補助事業の効果  
\* 拠点別のコンテナ専用トラック等の導入台数を記載すること。
- 3 補助金の経費実績  
別紙のとおり
- 4 その他参考資料 (領収書等含む)

## 経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以外の 収入額
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 補助交付決定 額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経費 の額 (2)+(3)	(5) 補助金所要額 =(4)	
事業費					
事務費					
合 計					

(7) 改 補助金所要額 (5)-(6)	(8) 補助金受領済 額	(9) 過不足額 (8)-(7)	備考

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業)  
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) の令和 年度における実績について、モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) 交付要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円 (令和 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

\* 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績  
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1) 補助事業に 要する経費	(2) 交付決定額	(3) 事業費 支払実績額	(4) 補助金 受入額	(5) 補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6) 補助金 所要額 (2) - (4)

様式第 13（第 15 条関係）

第 号

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）  
交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定したモーダルシフト等  
推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）については、令和 年 月  
日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を  
確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。  
以下「適正化法」という。）第 15 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

国土交通大臣

印

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第 18 条第 2 項の規定により  
令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和 年度 モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業)  
精算 (概算) 払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けたモーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) の精算払 (概算払) を受けたいので、モーダルシフト等推進事業費補助金 (コンテナ専用トラック等導入事業) 交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円  
2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位: 円)

補助対象 経費の区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④ - ⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④ = ② + ③		
計						

(精算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ①	差引請求額 ① - ②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義  
4 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)